

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885019

研究課題名(和文) 裁判員の量刑判断におけるアンカリング効果についての実験的検討

研究課題名(英文) Experimental examination about anchoring effect of a lay judge's determination of punishment

研究代表者

綿村 英一郎 (Watamura, Eiichiro)

東京大学・人文社会系研究科・助教

研究者番号：50732989

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：裁判員裁判で運用されている「量刑分布グラフ」によるアンカリング効果について、心理学的実験を行い検証した。一連の検証の結果、量刑分布グラフのピーク(最頻値)が裁判員の量刑を誘導すること、および検察官からの求刑と調整されることの2点について明らかした。また、従来の裁判員研究は評議を含めたものが少なかったが、本研究ではそれを含めており、生態学的妥当性の高い結果を示すことができた。以上の成果は、現在国際誌への学術論文としてまとめている。

研究成果の概要(英文)：A psychological experiment on the anchoring effect was performed and verified through sentencing distribution graphs utilized in lay judge trials. After a series of verifications, two points were clear: 1) That the sentence distribution graph's peak, or mode, guided lay judges' sentences; and 2) that those sentences were in line with the prosecutor's recommended sentence. Furthermore, because of its ability to demonstrate ecological results with high validity, this research has been included in academic discussions which, up until now, have seldom encompassed studies on lay judges. The foregoing results are presently being compiled as a study in an international journal.

研究分野：社会心理学

キーワード：量刑判断 対人認知 アンカリング効果 認知バイアス

1. 研究開始当初の背景

2009年の裁判員制度の開始により、市民も刑事裁判に参加するようになった。裁判員裁判では、法の素人である裁判員が被告人への量刑を決める(すなわち量刑判断を行う)ことになるが、では裁判員はどのような基準に依拠して量刑判断を行っているのだろうか?

量刑判断は刑の多寡により、被告人だけでなく被害者やその関係者の人生を左右する。また、裁判ごとに量刑判断が異なってしまうと、裁判員制度への信頼が損なわれかねない。したがって法の素人といえども、裁判員の下す量刑判断は大きな社会的影響力を持つ。しかしその一方で、量刑判断は極めて難しい判断でもある(岩野, 1992)。例えば量刑判断を行う際には、“犯罪の結果”“犯行の様態”“被告人の前科”などの多くの情報を考慮しなければならないが、それらの情報を量刑にどの程度反映させるべきかについて、法律上の明確な規定は存在しない(岡田, 2002)。また、同じ殺人罪であっても刑の範囲は執行猶予付きの懲役5年から死刑まであり(刑法第199条)、裁判員の判断に委ねられる余地が大きい。このために法と心理学では、裁判員が量刑判断を行う際の認知過程の解明が喫緊の課題となっている(倉橋, 2007)。以上の重要性を踏まえ、研究代表者はこれまで、“アンカー”という観点から本問題について検討してきた。

【研究代表者の研究】

アンカーとは判断において基準となる数値のことであり、典型的な例としては“元値1,000円が70%OFF”という商品の購入価値を判断する際の元値(1,000円)に該当する。アンカーの影響(すなわちアンカリング効果)は、古くから行動経済学などの分野で多くの研究が行われてきたが(Tversky & Kahneman, 1974)、量刑判断におけるアンカリング効果こそ詳細に検証する必要がある。なぜなら、刑事裁判では検察官が「懲役10年」のように求刑を行うことになるが、専門的知識や経験の乏しい裁判員はこれを基準(アンカー)として量刑を決定すると考えられるためである。

加えて、実際の裁判員裁判では量刑分布グラフが運用されている。これは、過去の判例をもとに類似事件に対する量刑がどのように分布しているのかを図示したものである(伊藤・前田, 2010)。裁判員はこのグラフを資料として参照することになるため、量刑分布グラフもまたアンカーとして裁判員の判断を左右する可能性がある。このように実際の裁判では、アンカーとなりうる2種類の情報が“裁判の正当な手続き”として裁判員に提示される。にもかかわらず、それらのアンカリング効果について十分な検討が行われてきたかといえば、そうでもない。数少ない研究の中にEnglichの実験があるが(Englich, Mussweiler, & Strack, 2005, 2006)、検察の

求刑を懲役2ヶ月とするか30ヶ月とするかなど、検察の求刑を文章で操作したに留まり、量刑分布グラフについては焦点さえ当てられていない。さらに、情報の効果は“情報を図で示すか文章で示すか”などの提示形態に左右されるため(Gigerenzer & Hoffrage, 1995; Ichikawa, 1989)、Englichの知見をそのまま敷衍することも難しい。そこで研究代表者は、量刑判断におけるアンカリング効果の更なる解明のため、量刑分布グラフの影響について検討してきた(綿村・分部・佐伯, 2014)。

その結果、量刑判断の際に類似事件の量刑分布グラフを見た参加者は、何も見なかった場合に比べ、グラフの最頻値に近い刑期を回答した。しかし、最頻値のない一様分布のグラフを見た場合は、最頻値ありのグラフと刑期の平均値は同じでも、この傾向は生じなかった。加えて、量刑分布を表で示した場合は、グラフと最頻値やばらつきが同じでも最頻値に近い回答は減少した。以上の結果は、検察による求刑と同様に、量刑分布グラフ(特に最頻値)も量刑判断のアンカーになりうること、さらに最頻値の位置を視覚的に把握しやすいという特徴が量刑分布グラフのアンカリング効果に強く寄与していることを示唆する。

【残された課題】

以上の研究は、素人が下す量刑判断に対して量刑分布グラフが持つアンカリング効果を初めて検証したものであるが、依然検討すべき課題も残している。

1つ目は、「最頻値の位置を視覚的に把握しやすいことがアンカリング効果に寄与している」という先述の考察である。この考察は、表よりもグラフのアンカリング効果が強かったという結果に基づいているが、その結果だけでは不十分である。もし、視覚的な把握しやすさが要因であるならば、最頻値の尖度や配色などを変えてもアンカリング効果の強さは変わるはずだからである。先述の考察を決定付けるためにも、本検証は不可欠である。

2つ目の課題は、量刑分布を構成する諸変数である。研究代表者の研究では、グラフの最頻値が量刑判断に強く影響されることが示された。この結果は、「法の素人は“頻度が相対的に高い刑期”に着目して量刑判断を行う」ということを示唆しており、量刑判断の認知過程を知る上では重要な手がかりとなる。しかし、量刑分布グラフには上限値・下限値・平均値・分散などの他の変数もあり、これらもアンカーとなる可能性が高い(Robbennolt & Studebaker, 1999)。量刑判断の認知過程を解き明かすためには、“量刑分布を構成する諸変数のうち、どれが相対的に強いアンカリング効果を生じさせるのか”、ひいては“量刑分布のどの変数を基準として量刑が判断されるのか”を明らかにする必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究は、以下～までの各研究に基づき、量刑判断におけるアンカリング効果を検証する。

まず研究では、研究代表者が前年度までの研究結果から導き出した考察について、より掘り下げた研究を行う。具体的には、量刑分布グラフにおいて、「最頻値の位置を視覚的に把握しやすいことがアンカリング効果を生じさせている」という分析を確認するため、最頻値の配色を操作することでアンカリング効果の強さが実際に変わるかどうかを検証する。

研究は、2つの実験(AとB)により、最頻値以外のグラフ中の諸変数にも焦点を当てた検証を行う。求刑とは異なり、量刑分布グラフには上限値や下限値などもある。それらの諸変数を併せて実験的に操作することにより、裁判員の量刑判断がどの変数によって影響されやすいのかなど、量刑分布グラフのアンカリング効果の全容を明らかにする。

研究では、量刑分布グラフに関するアンカリング研究の最終ステップとして、実際の裁判をふまえ、これまで別々に検討されてきた求刑と量刑分布グラフを2つ連続的に提示する。その相互作用を検証することにより、裁判員の量刑判断におけるアンカリング効果についての包括的理解を目指す。

また、に関して、近年ではこれまでとは異なる基準で死刑か無期懲役刑かが争われるケースが増えてきているという実情があることから、あらたに研究として、検察官の求刑とこれまでの相場を死刑か無期懲役刑かで分かれるケースについての検討も行った。

## 3. 研究の方法

予備調査で判明した実験準備不足および実験参加者の不足により、上記の研究計画については当該研究期間において未実施であり、現在進行中である。そのため、以下では・・について報告する。

### 【研究】

この研究では、量刑分布グラフにおいて、「最頻値の位置を視覚的に把握しやすいことがアンカリング効果を生じさせている」という考察が実際に正しいかどうかを確認するため、最頻値の配色を操作する実験を行った。

都内の大学生たちを対象に、以下の3グループにランダムに割り振り、実験を行った。

- ・最頻値のあるグラフ
- ・最頻値を赤に配色したグラフ
- ・最頻値のないグラフ

実験の課題は、架空の傷害致死事件についての文を読み、被告人に対する懲役刑を決めるという量刑判断であった。グラフは、その傷害致死事件に類似した、過去5年分の事件

における懲役刑のデータ(ただし架空)であり、3つのグラフは最頻値の有無を除き、いずれも平均値は同一であった。

参加者は、事件をよく読み、グラフを見たうえで懲役刑を決めるよう求められた。ただし、「グラフはあくまで参考であり、それに従って回答する必要はない」との教示を与えておいた。

### 【研究】

研究では、刑事裁判において量刑判断のアンカーとなりうる「求刑」と「量刑分布グラフ」の2つの相互作用について検討した。

実験では、求刑と分布が異なる状況を作り、参加者の量刑判断がどちらにぶれるのかについて検証した。通例では、裁判員は公判で求刑を聞いた後、量刑分布グラフを目にすることになる。研究も基本的には通例をふまえ、その順で2つを連続的に提示し、それぞれが一致する条件や一致しない条件を実験的に設定した。

参加者は以下の2グループにランダムに割り振られた。

- ・求刑 > 量刑分布グラフの最頻値
- ・求刑 = 量刑分布グラフの最頻値

研究と同様、参加者は、架空の傷害致死事件についての文を読み、被告人に対する懲役刑を決めた。事件提示の直後に、検察官の求刑を聞き、続けて量刑分布グラフを見た。

### 【研究】

研究とはほぼ同様の方法で行った。ただし、研究では、事件を傷害致死事件から(明確な殺意がある)殺人事件に変更し、被害者も1人から2人へと増やすことで、より厳しい量刑判断が行われるような実験材料にした。それにより、参加者には死刑か無期懲役刑かのバイポーラーの判断を求める実験を行った。さらに、この研究では評議のプロセスを加え、他の実験参加者と意見を交わしたうえで、自身の判断をすることが求められた。

## 4. 研究成果

以下、研究・・について、順に報告する。

### 【研究】

綿村ら(2014)の実験をほぼ完全に再現することができ、量刑分布グラフ(の最頻値)によってアンカリング効果が生じることがあらためて確認された。また、最頻値のないグラフと比べたときの影響の度合いもほぼ同じくらいであることも確かめられた。懲役刑にしてわずか数年の違いではあるものの、最頻値を示すだけでこの違いが生じることを司法はどう考慮し、裁判員裁判に運用すべきなのか、この研究により問題提起ができたといえよう。

肝心の配色の有無であるが、最頻値を赤で目立ちやすくしても、黒の場合と大差はみられなかった。この点で、「最頻値の目立ちやすさ」だけがアンカリング効果を生じさせているとの考察は控えられるべきだが、依然そ

の可能性は否定できず、今後は配色だけではなく、グラフの尖度を変化させたときにも同じような結果が得られるのかなど、さらなる研究が必要であろう。

今後さらにデータを追加したうえで、学術論文として成果をまとめる予定である。

#### 【研究】

この研究では、量刑判断における2つのアンカー(「求刑」と「量刑分布グラフ」)に注目した。

実験の結果、有意差のようにはっきりとした形では確認できなかったものの、傾向としては求刑とグラフ最頻値のちょうど中間くらいの判断が相対的には多いことが示された。

本研究は、これまで見落とされてきた量刑分布グラフに焦点を当てているだけではなく、検察の求刑と量刑分布グラフというアンカー間の相互作用にまで検証の範囲を拡張しており、量刑判断におけるアンカリング効果の包括的理解に大きく寄与すると考えられる。

加えて、アンカー間の相互作用という観点では行動経済学などアンカリング研究にも見当たらない。そのため、本知見は伝統的な意思決定の心理学にも重要な示唆を与えられ期待される。

さらに、量刑分布のグラフ化に着目した本研究は、量刑判断に関する進化心理学的考察(Petersen, Sell, Tooby, & Cosmides, 2012)と情報の提示形態に関する進化心理学的考察(Gigerenzer & Hoffrage, 1995)とを橋渡しするものでもあり、進化心理学的研究としても意義深い。また、本研究の知見は“どのようにグラフや求刑を提示すべきか”を通じて、量刑の適正性を維持するために必要な情報提示の方法を直に明らかにするものでもあり、実際の裁判における重要性も極めて大きい。

本研究は、平成28年度も継続して行っており、今後データを追加したうえで、学術論文として報告する予定である。

#### 【研究】

検察官が死刑を求刑し、量刑分布グラフは無期懲役刑が多いという判断材料を与えた上で、参加者には死刑か無期懲役刑か(あるいは有期懲役刑か)の判断を行わせた。この研究では、他の参加者との評議を経たうえでの判断であったが、実験の結果、参加者の多くは無期懲役刑を選ぶ者が多いということがわかった。

死刑を判断する際には、特に強い精神的ストレスがかかることがわかっている。それゆえ、無期懲役刑が選ばれたのは、消極的選択で、「量刑分布グラフのアンカリング効果のほうが求刑よりも強い」とは限らない可能性がある。この点については、評議の影響もからめて今後検討する必要がある。

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

- ・ Watamura, E., Saeki, M., Nioka, K., and Wakebe, T. 「How is the Death Penalty System Seen by Young People in Japan?—An analysis of a survey of university students—」、『Advances in Applied Sociology』、第6巻第2号、2016
- ・ 石崎千景・荒川歩・菅原郁夫・北村英哉・四宮啓・綿村英一郎、「『裁判員への説得技法：法廷で人の心を動かす心理学』を超えて」、『法と心理』、第15巻第1号、pp.68-76、2015
- ・ 渡辺晃・分部利紘・綿村英一郎・高野陽太郎、「記憶の固定化が系列学習により形成された表象にもたらす変化」、『認知心理学研究』、第13巻1号、pp.23-30、2015
- ・ Wakebe, T., Hidaka, S., & Watamura, E. 「Resource-independent negative effects of foreign language on analogical problem solving」、『Psychological Reports』、第116巻第1号、pp.207-218、2015
- ・ 安田裕子・林久美子・佐伯昌彦・山崎優子・福井厚・綿村英一郎、「犯罪被害者を取りまく問題—臨床心理学、法社会学、法心理学からの検討—」、『法と心理』、第14巻第1号、pp.56-62、2014
- ・ 佐伯昌彦・松尾加代・浅井暢子・綿村英一郎・村山綾・笹倉香奈・裁判員経験者、「裁判員裁判における審理・評議の在り方を巡る心理学的研究の意義」、『法と心理』、第14巻第1号、pp.77-81、2014
- ・ Watamura, E., Wakebe, T., & Karasawa, K. 「The Influence of Improper Information on Japanese Lay Judges' Determination of Punishment」、『Asian Journal of Criminology』、第9巻第4号、pp.285-300、2014
- ・ Watamura, E., Wakebe, T., Fujio, M., Itoh, Y., & Karasawa, K. 「The Automatic Activation of Retributive Motive When Determining Punishment」、『Psychological Studies』、第59巻第3号、pp.236-240、2014

[学会発表](計5件)

- ・ 綿村英一郎、「死刑判断の評議研究」、獨協大学、2015年10月
- ・ 綿村英一郎、「一般市民の量刑感覚についての心理学的検証」、首都大学東京、2015年5月
- ・ 綿村英一郎・新岡陽光、「一般市民の死刑制度に対する態度に関する心理学的検証」、関西学院大学、2014年10月
- ・ 綿村英一郎「個人レベルの判断」、日本心理学会シンポジウム「一般市民はどのように法的判断を行うのか?—個人・集

団による判断に着目して - 』、同志社大学、2014年9月  
・綿村英一郎「失敗から学んでいます…今こうしてます」、日本心理学会チュートリアル「裁判員研究のABC」、同志社大学、2014年9月

(3)連携研究者  
該当者なし ( )

研究者番号：

〔図書〕(計3件)

- ・綿村英一郎、「刑罰」、『標準心理学』、ナカニシヤ出版、分担執筆、(印刷中)
- ・綿村英一郎、「量刑判断」、『犯罪心理学』、越智啓太・桐生正幸(編)、北大路書房、分担執筆、(印刷中)
- ・綿村英一郎、「心を測り、分析する—心理学の研究方法—(pp.23-25)」、『人と人との間で生まれる心—社会—(pp.142-145)』、『人を見て、考え、行動する(pp.146-148)』、『グローバル化の波に飲み込まれないために』の4章のほかコラム3編、『自ら実感する心理学—こんなところに心理学—(pp.165-166)』、土肥伊都子(編)、保育出版社、分担執筆、2016

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
<http://eiichiro-watamura.p2.weblife.me/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

綿村 英一郎 (WATAMURA, Eiichiro)  
東京大学・人文社会系研究科・助教  
研究者番号：50732989

(2)研究分担者

該当者なし ( )

研究者番号：